# 終方支援」は イラクへ陸自部隊が携行した武器 110mm個人携帯対戦車弾

党の志位和夫委員長は27日の衆院安保法制特別委 険が決定的に高まることは明らかだ」―。 「自衛隊が現実に攻撃され、 <sup>□</sup>殺-| —。日本共産 殺される』危

果として戦闘を行うことになると迫りました。 員 戦闘地域」で米軍への「後方支援」を行えば、 会の総括質疑で、 自衛隊が戦争法案にもとづい

結 て

隊が軍 氏は、 るの 題として、政府が従来 を強調しました。 としてきた場所まで行って自 平和支援法の2法案です。 争法案」 安倍政 へ の が、 事支援する点にあること 2法案に共通 の中で、 権が国会に 後方支援」 重要影響事態法と国際 (パネル 戦 に提出し を定め の最 争中の 戦 1 闘 大の問 た 地域」 米軍 志位 7 戦 ()

闘地域 れも自 為が行 戦闘 を通 0) アフガニスタン 2条件を じ 地 て戦 わ 域 衛隊 0 派 れ 限定し とは、 闘 7 0) 兵 満たす 活 特措 行 7) 為が な 動 7 戦 1 場 1) 法 います。 では、 地 行 2 現 争 所 活 を 域 わ に とイ 戦闘 シさ 動期 れ 0 非 な 1 ラ ず 間 非 戦

志位氏は、

今

口

の2法案か

変更だ」と指摘しました。 ことを確認し、 でなければ自衛隊が活動 は第2条件 戦闘 行為が行われている現場 0) 規定 「きわめて重大な が削ら れ、 できる が 現

認め 問したとおりだ」 安倍首相は「いま志位 ました。 (裏面につづく) と変更点 委員 を

説

## パネル1

## 自衛隊が活動できる場所

### これまで(テロ特措法、イラク特措法)

「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施され る活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと 認められる……地域」(第2条)



政府提出法案(重要影響事態法案、国際平和支援法案)

「現に戦闘行為が行われている現場では実施しないもの とする。ただし、……捜索救助活動については、この限り ではない」(第2条)

出典:標記の法文をもとに志位和夫事務所が作成

パネル1

発行:日本共産党国会議員団愛知事務所 〒 460-0007 名古屋市中区新栄 3-12-25 電話 052-261-3461 日本共産党の見解を紹介します。ご意見、ご感想をお寄せ下さい。

## 剧 の危険 決定的に

(5月27日)

になる」と追及。首相は「自 合には武器を使用すること

口保存型の武器の使用にな

らどうするのか。

必要な場

る」と述べ、

武器を使用し

ての反撃についても認めま

した。 それを認めるか」と迫りま 能性があるということだ。 は、相手から攻撃される可 で自衛隊が行くということ われる可能性がある場所ま 外してきた 志位氏は、 「戦闘行為が行 第2条件で除

定する」と答弁しました。 まれる場所を実施区域に指 衛隊が現実に活動を行う期 中谷元·防衛相 案に一言も書いていな 志位氏が「そんなことは 自衛隊が攻撃される可 戦闘行為がないと見込 ば、 自

性を否定するのか」とた

国会で質問する志位和夫委員長

した。 を使用すれば、

ました。 なるではないか」と指摘し に攻撃し、 志位氏は「自衛隊が武器 まさに戦闘することに 撃ち合いが始ま 相手はさら

# 絶対に認められない 若者を戦場に送ることは

明らかにしました。 含まれていたことを初めて 携帯対戦車弾、 とどまらず、 サマワに持っていった武器 重機関銃、 反動砲といった重火器まで には拳銃、 防衛省は、 陸上自衛隊がイラク・ 小銃、 110ミリ個人 志位氏の追及 12・7ミリ 84ミリ無 機関銃に

> る。 いき、 さらに強力な武器を持って での『後方支援』となれば、 なのか」と迫りました。 志位氏は これが戦闘でなくて何 必要な場合は反撃す 『戦 闘地域

れる可能性が)絶対にない

わけではない」と認めまし

志位氏はさらに論

を進

「自衛隊が攻撃された

だすと、

首相は「(攻撃さ

だけ。志位氏はさらに、 と批判しました。 国際社会では通用しない はない』などという理屈は 闘ではない、武力の行使で のための武器使用だから戦 ることをあげ、「『自己保存 や定義はない」と認めてい 自己保存型だ」と繰り返す 自然権的権利というべき武 際法上、自己保存のための 務省が提出した文書で「国 の使用という特別な概念 首 旧相は 「武器の使用 は 外

う」と繰り返しました。

ました。その一方で「安全 が兵たんであることを認め

保されている場所で

が自殺していることなど ることは絶対に認められな に犠牲にされるのは未来あ をあげ、 い」と強調しました。 る若者だ。若者を戦場に送 帰還自衛官のうち、 志位氏はアフガン、 「戦場でまっさき イラ 54

アフガニスタン/イラク戦争の派兵経験自衛官の自殺者数					
派兵先・部隊		派兵期間	自殺者数	のべ派兵数	割合
インド洋	海	2001~07、08~10年	25人	約1万3300人	532人に1人
イラク	陸	2004~06年	21人	約5600人	267人に1人
	空	2003~09年	8人	約3630人	454人に1人
自衛官自殺者数(2013年度)			76人	_	2970人に1人
全国の自殺者数(2014年)			2万5427人	_	5000人に1人
※自衛官自殺者数は防衛省提出資料、全国の自殺者数は内閣府統計から					

# 国際法上、後方支援は 攻撃の目標に

使っている造語であり、 う言葉は、 氏は、「『後方支援』とい 出し、安倍首相をただしま ティクス)という」と切り 際的には兵たん(ロジス 返す安倍首相に対し、 加することはない」とくり 行使を目的にして戦闘に参 スタン戦争において、 「イラク戦争やアフガニ 日本政府だけが 武力 志位 国

隊が現在使用している「海 また、 志位氏は、 米海兵

ることを紹介しました。 険の対象となる」としてい 隊及び要員は、暴力及び危 能であるがゆえに

(略)

部

欠な部分だ」「戦争の一機 実施の試みにおいても不可 て、「軍事作戦の

いかなる

兵隊教本」が兵たんにつ

要だ」と語り、

安倍首相は

「兵たんは重 「後方支援

調。 かも、 ど世界ではおよそ通用する まっている。『武力の行使 薬の補給をやらない』とか 戦闘地域に限る』とか『弾 と一体でない後方支援』 にはいかないと迫りま 用するものではない」と強 いうごまかしはいよいよ通 と一体でない後方支援』と ものではない」と指摘。 反する。 志位 『歯止め』すら外してし 戦争法案は憲法9条に 今回の法案では、 氏は「『武力の行 絶対に認めるわけ 非 な 使